

# かしわらし 介護保険料のしおり

令和4(2022)年7月  
柏原市 健康部  
高齢介護課 介護管理係

## ○令和4年度の本決定保険料について

介護保険料は、年間保険料が決定するまでの仮決定保険料（仮徴収額）と、令和4年4月1日の世帯構成及び令和4年度の市民税課税状況をもとに、年間保険料が決定した後の本決定保険料（本徴収額）があり、今回お送りしている通知書は、本決定保険料についてのお知らせです。

○介護保険料の金額及び各通知書類の見方は次ページ以降をご確認ください。

**特別徴収…年金から天引きされます。原則、年金を年額で18万円以上受け取られている方が対象です。**

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮決定保険料（仮徴収額）			本決定保険料（本徴収額）		

## ◎10・12・2月の保険料額（ご自身で銀行等に納めに行く必要はありません）

- ・昨年度に引き続き特別徴収の方及び今年度の4・6・8月から特別徴収の方  
…年間保険料から仮決定保険料(4・6・8月)<sup>\*</sup>を引いた残額  
※ 8月から特別徴収の方は年間保険料から4～6月の普通徴収仮決定保険料と8月の特別徴収保険料を引いた残額
- ・今年度の10月から特別徴収になる方  
…年間保険料から普通徴収 仮決定保険料（第1～3期[4月～6月]）を引いた残額  
（第4～6期[7～9月]が普通徴収、10・12・2月が特別徴収となります。※普通徴収のない方もいます。）

## ◎8月の保険料額について

8月の特別徴収額は、10・12・2月の特別徴収額が年間保険料額の1/6又は8・10・12・2月の特別徴収額が均等となるように調整しています。（一部調整のない方もいます。）

**普通徴収…口座振替又は納付書で納めます。特別徴収に該当しない方が対象です。**

4月 第1期	5月 第2期	6月 第3期	7月 第4期	8月 第5期	9月 第6期	10月 第7期	11月 第8期	12月 第9期	1月 第10期	2月 第11期	3月 第12期
仮決定保険料			本決定保険料								

## ◎第4期（7月）～第12期（3月）の本決定保険料額

- ・年間保険料から普通徴収 仮決定保険料（第1～3期[4月～6月]）を引いた残額

## ◎昭和32年4月2日から7月1日生まれの方及び令和4年4月1日以降に柏原市に転入された方

- ・資格を取得した（65歳に到達した又は転入した）月から令和5年3月までの額

## ◎口座振替のご案内（納付書で納付されている方へ）

- ・納付書で納付しておられる方は、納め忘れ等を防ぐため、口座振替のご利用をお願いします。
- ・口座振替の申込みは、以下の書類を持って取扱金融機関へご依頼ください。

【必要書類】口座振替依頼書（今回同封）、預貯金通帳、金融機関お届け印、納付書

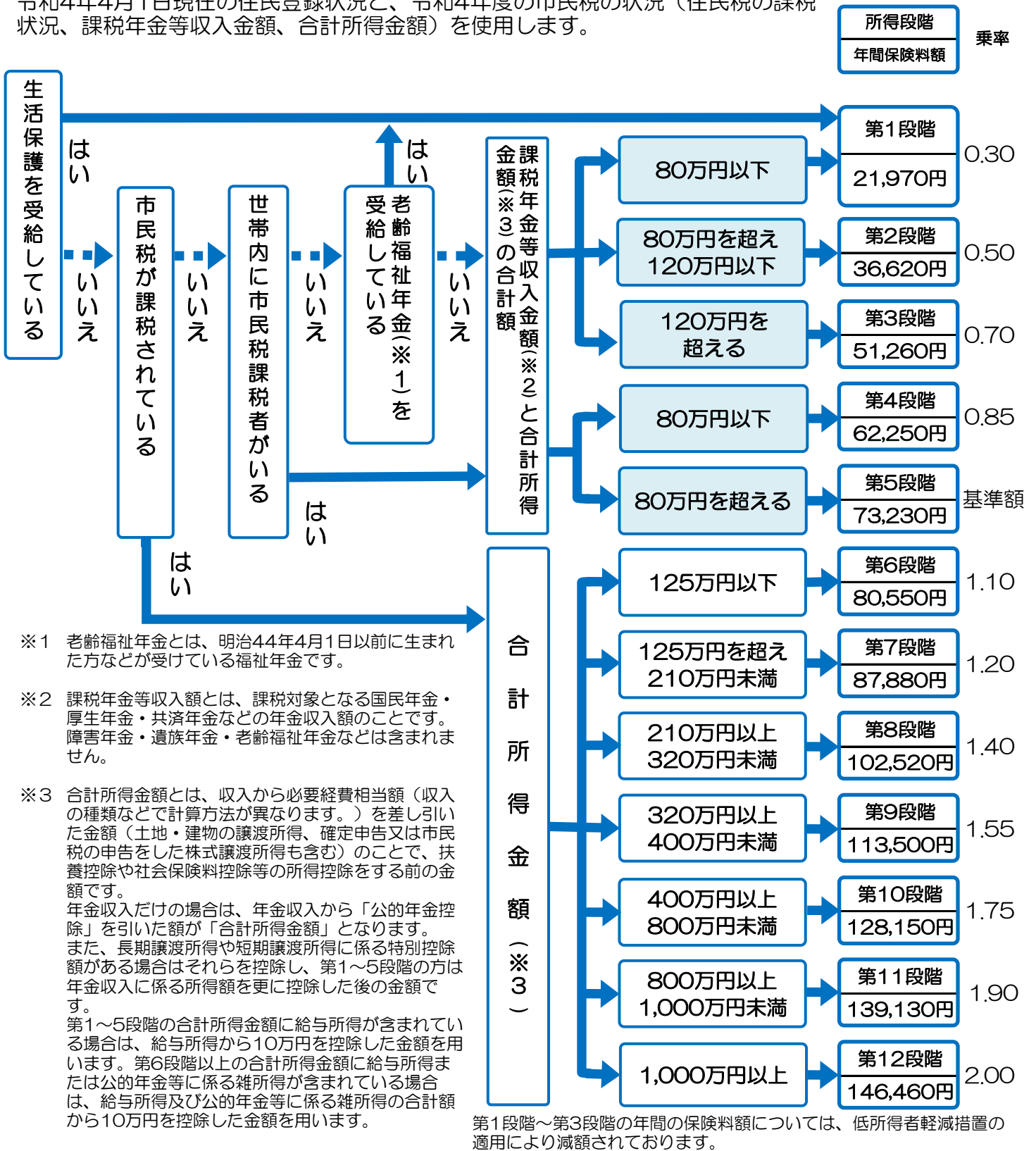
### 【取扱金融機関】

≪銀行≫りそな、三井住友、関西みらい、みずほ、三菱UFJ、池田泉州、南都、徳島大正、紀陽  
≪信用金庫≫大阪シティ、大阪商工、大阪 ≪信用組合≫成協、大同、のぞみ  
≪労働金庫≫近畿 ≪農協≫大阪中河内 ≪ゆうちょ≫ゆうちょ銀行

○介護保険料の金額及び各通知書類の見方は次ページ以降をご確認ください。

# あなたの介護保険料の決まり方

令和4年4月1日現在の住民登録状況と、令和4年度の市民税の状況（住民税の課税状況、課税年金等収入金額、合計所得金額）を使用します。



## 介護保険料の支払方法

介護保険料は特別徴収（年金からの天引き）での納付が原則となっており、条件を満たす方は特別徴収が開始されます。（特別徴収への切替に関する手続は不要です。）

- ・65歳になられる又は柏原市に転入した直後は、最短で半年間、口座振替又は納付書による納付となります。
- ・特別徴収の場合でも、所得の更正等により介護保険料の金額が下がり、普通徴収に切り替わる場合や介護保険料の金額が上がり、増額分が普通徴収となる場合があります。
- ・介護保険料は法令で特別徴収が原則と定められており、被保険者が納付方法を選択することは出来ません。



● 介護保険料を納期限内に納められない場合、延滞金が発生する場合があります。

保険者が認める特別な事情がなく、保険料を滞納すると次のような措置が取られます。

・1年以上滞納	介護保険を利用した費用を全額自己負担し、申請することで保険給付分が後から本人に支払われる
・1年6箇月以上滞納	介護保険を利用した費用を全額自己負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差止めになる場合や、滞納している保険料と相殺される
・2年以上滞納	未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費（上限を超える額の払戻し）等が受けられなくなる

特別な事情による介護保険料の減免について

特別な事情（収入の減少や生活困窮、災害など）で介護保険料の納付が困難となっておられる方（生活困窮の場合は、以下の条件全てにも該当する方）は、介護保険料が減額される場合がありますのでご相談ください。

世帯全員が市民税非課税者で、次のすべてに該当する方

1 世帯の非課税収入を含む年間収入が次の額以下

(1) 単身世帯 月額114,370円 年額1,372,440円

(2) 2人世帯 月額164,440円 年額1,973,280円

※ 収入には、老齢年金・障害年金・遺族年金や給与、失業給付、仕送り、積立型の年金など、全ての収入を含みます。

2 世帯全員が居住用以外に処分・運用可能な土地又は家屋を有していない

3 世帯全員の現金、預貯金、国債・地方債、有価証券等の合計額が350万円以下

4 世帯員以外からの扶養行為が認められない

特別徴収の方の翌年度4・6・8月の特別徴収額について

特別徴収の方の翌年度の4・6・8月の特別徴収(年金からの天引き)仮徴収額は、今年度2月の特別徴収額と同額になります。また、翌年度8月の特別徴収額は変更になる場合があります。

【還付金詐欺が急増！公的機関を装った不審な電話にご注意ください。】

不審に感じたら、いったん電話を切り、家族や友人、警察に相談したり、市役所に電話するなどの確認をしてください。

介護サービスを利用するためには「要介護認定」を受けることが必要です。

～ 介護が必要と感じたら、まずはご相談を～

● 介護保険に関する問い合わせ先

柏原市役所 072-972-1501 (代表)

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号(直通)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出・転入などの届出、被保険者証の発行について</li> <li>・保険料の額や納付に関する相談などについて</li> </ul>	介護管理係 (1階10番窓口)	072-972-1572
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定の申請・相談、介護サービスの相談について</li> <li>・介護保険施設に入所・入院やショートステイされている人の負担限度額認定証の申請について</li> <li>・利用料の払い戻し(高額介護サービス費の払戻しなど)</li> <li>住宅改修・特定福祉用具購入について</li> </ul>	介護業務係 (1階9番窓口)	072-972-1571
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報システム事業や配食サービスなどの在宅福祉サービスについて(地域支援事業)</li> <li>・介護予防(一般介護予防事業)に関する相談</li> </ul>	高齢者支援係 (1階8番窓口)	072-972-1570
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防や高齢者の権利擁護などに関する総合相談窓口(緊急時は夜間・休日も対応可)</li> </ul>	柏原市高齢者いきいき元気センター(健康福祉センター内)	072-970-3100